

厚生労働委員会地方公聴会（第2班・大阪府）意見陳述

【質疑（正森発言分）】

平成26年5月12日（月）10:00～12:30

於：新大阪ワシントンホテルプラザ

正確な議事録ではなく、正森のメモのレベルでの記録ですので、ご了承ください。

浦野靖人委員（維新）

要支援の支援主体が市町村、ボランティア、NPO等にしてもらおうという法案ですが、本当にそれが可能かどうか、ご意見をいただけたらと思います。

正森

ボランティアさんが、ホームヘルパーさんの代わりになるかと言えば、困難だと思います。集団的な関わりの中で、ボランティアさんがプロの方と一緒に関わるというのはよいのですが、例えばホームヘルパーのように単身でかわりをもって、そして、やり取りをしながら支援を行うというのは、かなり難しいと思います。

居宅において支援を行う高齢者には、関わりに配慮を要するお年よりが少なくありません。ひきこもり、がんこ、こだわり、ヘルパーを召使と勘違いするような態度をとる人や、物が無くなったとかいう（物とられ妄想）支援の方法や、ふとした言葉使いや言葉かけが、あらぬ誤解を招き、トラブルに転じたり、苦情につながる事は日常茶飯事です。

こうした、関わりに配慮を要する方々は、正直、プロでも神経を使います。何度もこうしたトラブルに見舞われながら、「明日も行こう」「次もがんばろう」と、ボランティアさんが積極的に関われるかということ、極めて困難ではないかというのが、私の意見です。

浦野靖人委員（維新）

皆さん方一人一人にお伺いします。この法案が通ることによって、医療、介護は、この国にとって、日本国民にとって誇れるものになるかどうか。

正森

例えば、今回の法案にありますように、ドクターがされる仕事を看護師さんができるということがあります。また、この間、介護職が一定の訓練を経て看護師さんが行うようなことができるという法改定がありました。医療と介護が連携をしていくことは大切なことだと思いますが、「連携」という言葉を使いながら、何か一緒に、安上がりにしていく、そんな印象を持っています。それぞれの専門性をしっかり持った上で、本当の意味で対等にお年よりを挟んで連携ができるしくみが大切だと思います。

井坂信彦委員（結い）

キャリアアップについて。キャリアアップのためのポストをどうやってつくっていくかということについて、正森参考人のアイデアをいただきたい。

正森

福祉の仕事は専門性のある仕事と思っています。キャリアアップといいますが、そういうものは、私どもの施設でも独自でもっています。

やはり、1年目の職員から3年目になるまでには、どのくらいの力をつける必要があるのか、そして、3年目から5年目にはどういった役割を持つ必要があるのか、だんだんと、いわゆる専門職としてのスキルを上げていくということが大事と思うからです。その後、例えばリーダー・

主任であるとか、相談員、副施設長...などの役割を持つ人もいるだろうと思います。

しかし、介護福祉士は専門職として、定年まで、生涯介護福祉士だというように、施設長にならなくても、その専門性を貫けば、しっかりとリーダーシップもとりながら、まともなお給料がもらえるということが大事だと私は考えます。

ただ、3年目よりは5年目、5年目より10年目の職員は具体的にどんな力があるのか、ということについて、説明できるような、研修システム（獲得目標）を設定することは大事だと思います。

井坂信彦委員（結い）

再質問ですが、制度の変更、あるいは報酬制度の変更が必要ではないかと思うのですが、専門性の高さが本当にもらえる介護報酬の多い少ないにどうやってリンクしていくのか、ということについて、お考えをいただきたいと思います。

正森

その専門性の評価の仕方については、いろいろな見方が必要かと思います。

と、いいますのも、例えば私たちの福祉現場では、早出、遅出、夜勤...、いろいろな勤務をとりつつ、同じケアプランに基づいてチームで働き、支援を行っています。その中で、「おむつはずしに成功した」とか、「自立支援に寄与した」ということがあった場合、どの個人が頑張ったからおむつが外れたのか？ということにはならず、チームの成果として表出されるのです。そういった意味で、個人のジャッジが難しいということ。

また、キャリア段位については、同じ介護福祉士に上から下まで段位をつけることで、下のものが、給与が低いという根拠に使われ、正当化されてしまう。給与が低いことが個人責任になるとしたら、どうでしょう。

お医者さんとか、弁護士さんには段位はありません。介護職には何故段位が必要なのでしょう？その戦略的意図については、慎重に、注意をしていかないといけない問題だと感じています。

井坂信彦委員（結い）

再質問ですが、報酬制度について、特に、予防、あるいは要介護度、要支援度を下げた方がインセンティブがあるというような仕組みについて、どうお考えか、お伺いしたい。

正森

予防効果の評価は、要介護の人が要支援になられるということもありますが、要支援の方が長くその状態を維持できたというのも、評価に値するのではないかと思います。

ベテランが関わるケースは難しいケースが多いかと思います。介護保険制度は一つのサービスに対して幾らというしくみかと思いますが、職員の勤続年数だとか、専門性が高い職員が多いことが、報酬に反映するというのは、あってよいのではないかと思います。様々な評価のしくみとして検討に値すると思います。

高橋千鶴子委員（共産）

改めて、具体例なども紹介していただいて、生活援助の意義や支えるヘルパーの役割についてご紹介いただければと思います。

正森

議員がおっしゃったように、（ヘルパーは）単なる家事代行という位置づけではなくて、お掃除や食事の関わりを通じて、その方のご家庭に入りながら、その方の生活状態の見極めとか、観察

を行うというのが、大きな仕事だと思います。

例えば、ケアマネさんが、「このプランで」とおっしゃっていても、実際に生活の中に入って、ヘルパーさんが関われば、「あれ、こんなこともできていない」とか、「こういう生活リスクがある」ということが、次々と発見されるのは珍しくありません。

さらに、先ほども申し上げたように、関わりに配慮を要するお年よりに対して、それを確かめていく作業については、単純に質問したり、詰問されたような受け止めにされてはいけません。あくまでも、何気なく、さりげなく、観察をして発見し、チームに伝え、必要な機関とつなげていく立ち回りが必要なのです。

こういったことが、例えばお弁当を配るということではできても、専門的な勉強をなさっていない方で気づけるのかというと、非常に困難だろうと思うのです。

私の働く、いのこの里という特別養護老人ホームには、年間のべ3千人くらいのボランティアさんがお越しになります。ですから、私は、ボランティアさんについて、軽視をしたり役割を否定している訳ではありません。ボランティアさんは、お年よりとの関わりの中で、自らの生きがいを、役割とか、自己実現を目指しておられます。その貴重なお気持ちはよいのですが、何かあったら責任が問われるという形をお願いするのは、本来筋が合わないのではないかと思います。

高橋千鶴子委員（共産）

専門的な見極めはケアマネが責任をもつので、具体的支援はボランティアで構わないという声もあるがどうか？

正森

ケアマネは30件を超えるくらいのケースをもって、月にだいたい1回くらいの訪問ということになっています。そのときにケアマネさんがご本人から徴収した情報は必ずしも間違いではありませんが、ヘルパーさんが日常的にお世話をする中で発見されるケアマネさんが気づかない情報というのも少なからずあるということも事実です。状況把握について、全部ケアマネさんが責任を負うというのは間違っていると思います。ケアマネさんは、ヘルパーさんや関係する方と連携、協力しながら情報を収集し、専門性を発揮するのですから、チーム労働の一員です。その大切なチームのヘルパーさんが、専門家でなくなるということのリスクは大きいと思います。

高橋千鶴子委員（共産）

補足給付について、資産を対象にすべきという意見もあるが、どう考えるか？

正森

私は、本来、食費も居住費も介護にかかる費用も一体的に提供するのが、生活施設としての特別養護老人ホームの役割であると考えています。

介護保険制度は、介護や予防に関する給付を行うことを目的に保険料を徴収しています。「食費」「居住費」は「介護にかかる費用」ではないということで、介護保険の給付から外されたのか、それとも、それらは一体的に提供すべきものということ为原则としつつ、「在宅で暮らす方との公平性の観点から、一定の負担を位置付け」たのか？という2つの考え方になります。現段階での、考え方は、後者という理解を私はしています。

もし、「食費」や「居住費」が介護にかかる費用ではない、という考え方に立ち、全額本人負担を原則としたいと言うのなら、補足給付のような、いわゆる「低所得者対策」は、介護保険財源に頼らず、国の一般財源を投入して補足給付にかかる費用を全額賄いましょう、と言わなければ筋が通らないというのが、私の意見です。

当施設入居者のIさんという方がおられます。もともと老夫婦世帯で、夫のIさんが入居されたケースです。収入区分は第3段階で、個室に入っておられるので、月額費用は約7万円で暮らしておられます。年金は、月約13万円とのことですので、差し引き6万円が残るので、奥さんは、その6万円と自分の年金を合わせて、何とか暮らしておられるそうです。

Iさんの預貯金はほとんど無いようですが、持家(マンション)にお暮らしですので、資産があるということになります。Iさんの補足給付が無くなりますと、月に支払う費用は11万円を少し超えてきますので、残るのは2万円弱ということになります。これでは、在宅で暮らす奥さんの生活が成り立たなくなります。そうなった場合、奥さんは持ち家を売却し、賃貸住宅へ引っ越しという流れになろうかと思いますが、80歳を超えた高齢の奥さんに、そのような資産の売却と賃貸住宅との契約など、誰が世話をするのでしょうか?おそらく、こうしたケースはたくさんあるだろうと思います。資産を正しくチェックする仕事も含め、極めて現実的ではないのではないかとというのが私の意見です。

柚木道義委員(民主)

職員の処遇改善について、消費税が上がったのに給料が上がらないのはおかしいじゃないかと私も言われるのですが、その点、お答えいただけますか?

正森

議員がおっしゃったように、私はそれは喫緊の課題だと思っています。この間、求人新聞の折り込みなど、介護職員の求人ばかりが目立つのではないのでしょうか?その求人チラシにかかる費用も年間ばかにならない金額を使っていますが、なかなか来ないというのが現状です。私どものもの施設でも、結婚を機に離職をした男性職員を今年度出しました。

世の中の景気が下がってくると何となく介護の仕事に人が集まって、景気がよくなると、どんどん消えていく、こんな専門職の業界というのは本当にあっているのか?と思います。

特に私たち介護職員の処遇改善は、介護報酬という公定価格によって決定されていきますので、そういった意味では、国としてその辺をコントロールするような法律をしっかりと整備していただくことが必要だと思います。是非お願いしたいと思います。よろしくお願いします。